

平成17年度第2回臨時会
町田市教育委員会会議録

1、開催日 平成17年（2005年）11月22日

2、開催場所 第一会議室

3、出席委員
委員長 富川 快雄
委員 名取 紀美江
委員 井関 孝善
委員 岡田 英子
教育長 山田 雄三

4、署名委員
委員長
委員

5、出席事務局職員
学校教育部長 安藤 源照
生涯学習部長 五十嵐 隆
学校教育部参事（兼） 畑 久男
教育総務課長
社会教育課副参事（管理主幹） 細野 信男
スポーツ課長 荒木 純生
大地沢青少年センター所長 深澤 泉
書 記 砂川 聡
書 記 堀場 典子
速 記 士 波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第55号 町田市体育施設の指定管理者の指定について（案） 原案可決
議案第56号 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について（案） 原案可決

7、議事の概要

午後4時48分開会

委員長 第2回臨時教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程第1、議案審議事項を審議いたします。

議案第55号 町田市体育施設の指定管理者の指定について(案)を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第55号は、町田市体育施設の指定管理者の指定について(案)でございます。

本件につきましては、2006年4月1日から町田市立総合体育館ほか20施設を町田市施設管理公社に、町田市立室内プールを協栄ビルメンテナンス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・東京体育機器株式会社共同事業体に指定管理者として指定するものです。

なお、指定期間は3年間でございます。

詳細につきましては、担当部長あるいは課長の方からご説明をさせていただきます。

生涯学習部長 教育長の説明に補足をして説明させていただきます。

まず、第55号議案ですけれども、本件につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び町田市体育施設条例第3条の5の規定に基づき、町田市立総合体育館ほか17施設と、来年4月から体育施設として供用を開始します4施設、この4施設につきましては、前回の11月初めの定例教育委員会でお認めをいただいた4施設でございます。合計22施設の管理運営を指定管理者に行わせるというものでございます。

指定管理者の指定につきましては、室内プールは協栄ビルメンテナンス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・東京体育機器株式会社3社の共同事業体に、そのほかの町田市立総合体育館を初め21施設は町田市施設管理公社といたします。室内プールにつきましては、指定管理者制度の趣旨や民間事業者の現状などを踏まえまして、公募によるプロポーザル方式により候補者を選定いたしました。その他の体育施設につきましては、現状体育施設の管理運営水準を維持するため、また、雇用関係の急激な変化を避けるため、現行の管理運営体制の継承についても十分配慮をした結果、現在ほとんどの施設について業務委託をしております町田市施設管理公社を指定いたしました。

指定期間は、それぞれ平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を指定するものでございます。初めての制度導入ですので、短目の設定期間にしまして、この間に制度上の課題等を見きわめ、早い見直しも可能とするものでございます。

なお、詳細につきましては、スポーツ課長の方から補足説明をさせていただきます。

スポーツ課長 事前に資料をお配りしております。「町田市体育施設の指定管理者選定について」、こちらをごらんいただきたいと思います。

私の方から、指定管理者選定に至る経緯につきましてご説明させていただきます。

まず、体育施設の指定管理者を選定するに当たりまして、内部で基本方針を策定いたしております。この基本方針につきましては、1に示してありますように、まず、「指定期間」「対象施設」「業務の範囲」「利用の拡大」「経費の節減」「その他」ということで6項目について基本方針を定めております。

指定期間につきましては、通常、この手の施設につきましては5年から7年といった期間が最も安定的管理運営を行えるという期間と言われておりますけれども、先ほど部長から説明いたしましたとおり、初めてのことで、課題その他を私どもの方でよく検討したいということで、短目な設定といたしました。

対象施設としましては、すべての施設を対象とするということです。

3項目めとして、業務の範囲ということで、施設の管理運営につきまして、単に施設の維持管理だけではなく、事業も含めてすべて指定管理者にゆだねるということです。

経費の節減ですけれども、基本的な指定管理者の趣旨としまして経費の節減が求められるわけですけれども、あくまでも公の施設の意義を損なわない範囲で考えるということです。

その他としまして、障がい者、高齢者の雇用と地元業者の活用に努めるといったような基本方針が示されました。

この基本方針を踏まえまして、生涯学習部の指定管理者導入検討部会といったものを設けて検討してまいりました。

2に示しましたように、その中でも留意すべき方針ということで、以下6点につきまして方針が示されております。

1点目は、従来のスポーツ行政を継承する。

2点目は、新たな事業展開が可能となるよう、開館日等の拡大を図る。

3点目としましては、施設予約システム等、統一的な運営システムとの整合がとれた選定方法とする。

4点目としまして、体育協会等各種地域スポーツ団体との連携が図れるということ。

5点目は、基本の指定管理者制度の趣旨を生かすということ。

6点目としまして、現状の管理運営水準を維持するため、また雇用関係の急激な変化を

避けるため、現行の管理運営体制の継承についても十分配慮することといったような留意すべき方針が示されました。

これら基本方針と部会における留意すべき方針を踏まえまして、次のページを見ていただきたいと思いますが、体育施設について、指定管理者への移行につきましては、次のように考えたということです。

1つは、室内プールにつきましては、公募によって民間企業等によるプロポーザル方式により選定する。

2つ目としまして、(2)で示しましたように、その他の施設につきましては一括して指定管理が可能な団体で、下記の条件を満たすものとして町田市施設管理公社を推選する、この2つを決定したということです。

まず(1)に戻りまして、室内プールは公募による、それで民間企業等によるプロポーザル方式によって選定するということですが、考え方としまして、以下、理由として4点を挙げております。

1点目は、指定管理者制度の制定趣旨を最大限生かすべきであるということです。基本的な趣旨としましては、行政側から見れば経費節減を図る、市民側から見れば市民サービスの向上につながる、企業側から見れば市場開放を受けるといった趣旨を最大限生かすべきだということです。

2点目は、スイミングスクール、フィットネスなどの事業に関し、民間ノウハウの蓄積が十分にある。体育関係の方で、民間ノウハウについては、スイミングスクールやフィットネスなどに十分ノウハウが蓄積されているというふうに考えた。

3点目としまして、現行予約システムを使っておりますけれども、室内プールにつきましては個人利用ということで、予約システムそのものを使っていないということで、システムに支障を来さないということが挙げられます。

4点目としまして、室内プールにつきましては個人利用が中心で、競技会等専用使用がほとんどないため、スポーツ団体等との利用調整がほとんど必要ないということ、これらの理由から、室内プールは公募によって民間企業にゆだねられるだろうという判断をいたしました。

(2)ですけれども、室内プールを除いたその他の施設についてですけれども、一括して指定管理が可能な団体ということで、以下の条件を踏まえて町田市施設管理公社を推選したということです。その条件ですけれども、1点目ですが、「利用目的、利用状況が異な

る施設を分離することの効果はあまり期待できず、デメリットの方が大きいので、一括して管理運営が可能なこと」、まずこの条件です。

2点目としまして、「民間事業者による指定管理者の実績が少ない中、まず現行の維持管理の水準を最低限保つ必要があり、現状の管理運営体制を前提に円滑に管理運営が移行できること」という条件です。

3点目といたしまして、「管理運営のうち、教室・公開指導や競技会などの事業推進については、市の制度の活用や各種スポーツ団体との連携により実施しているので、今後もこの体制を維持発展させ、事業推進が図れること」、こういった条件です。

4点目といたしましては、「現在施設の目的外使用や業務委託の中で、障がい者や高齢者の雇用を図っており、また地元中小事業者へ発注等の配慮がなされていることから、今後も継続的に障がい者や高齢者の雇用が確保され、地元中小業者の活用がなされること」、これが条件です。

5点目としまして、「小規模なグラウンドなどは、コミュニティを形成する重要な基盤施設としての役割を踏まえ、近隣住民等との協調・連携が図られること」、こういった条件を設定しております。

次の資料、まず資料1を見ていただきたいんですけども、これらの考えに従いまして、最終的に室内プールを選考してきたわけです。「室内プールの選考経緯と結果」ということで概略を示しておりますけれども、室内プールにつきましては、8月1日から3週間にわたりまして公式ホームページで募集案内をかけております。8月22日から10月21日までと2カ月にわたりまして、これも公式のホームページにおいて募集要項を配布しております。29日には、室内プールにおきまして現地説明会を実施しております。ここで22社が出席しております。当日直接来られた会社が3社ほどありますので、25社ぐらいということになるかと思えます。8月30日から9月2日の間に、現地説明会に出席された会社の方から質問書を受け取っております。9社57項目にわたっての質問が寄せられておりました。9月9日から10月21日までの間に、これも公式ホームページにおいて回答をさせていただいております。10月3日から21日までの間に応募書類等を受け付けております。結果的に、すべて共同事業体を組んだ形で3団体からの応募がございました。

スポーツ課の予備調査等を踏まえまして、11月2日、9日の部の選定・評価委員会の中で選考を行いました。

最終的に、下に記しましたように、協栄ビルメンテナンスの共同事業体が満票を得まし

て、候補者として決定したという経緯でございます。

めくっていただきまして、参考としまして、室内プールの指定管理者の評価表といったものを示しております。これは、審査するに当たりまして、一番左の評価項目、アからキまででございますけれども、あらかじめこちらの評価項目に沿いまして、それぞれスポーツ課の中で点数評価を下しております。3グループのそれぞれの評価項目について特徴的なことをここで表現させていただきましてけれども、最終的に総合評価合計点ということでも協栄グループが1位ということになっております。

続きまして、次のページの資料2、町田市施設管理公社の選定の内容です。こちらにつきましては、先ほどお話ししたように、特命指定という前提で調整してきたわけですが、まず、先ほど述べました私どもの条件、その他を踏まえた考えに沿いまして、施設管理公社の中で実際に事業が可能かどうかといったものを調整してまいりました。最終的に、室内プールと同じような応募条件の中で事業・収支計画書を出していただきました。これが11月7日になります。それ以降、8日から11日にかけて、スポーツ課の中で同様な評価・確認作業を行い、さらに14日に、施設管理公社に対してヒアリングを実施しております。スポーツ課の方で評価・確認作業を経まして、11月9日、17日の部内の選定・評価委員会で検討いたしまして決定したという経緯になります。

内容につきましても、下の表に示してありますとおり、室内プールと同様の評価項目に対しまして、それぞれ事業の遂行能力等につきまして確認の作業をした結果ということですので。

概略ですけれども、以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第55号に関して、何か質疑がありましたらお願いしたいと思います。

井関委員 3つあるんですけども、余り多いから1つずつ伺います。

まず、プールの方の協栄ビルメンテナンス株式会社関係の会社と町田市の今までの関係、それから町田市施設管理公社の方と町田市の関係について、どんなふうであったのか、何かあるのかというのを教えてください。

スポーツ課長 まず協栄グループですが、室内プールにつきましては今まで施設管理公社に業務委託をしておりました。業務委託先の施設管理公社が、特定の部門につきましてさらに業務委託をするといった関係になっておりました。そのうち、ビルメンテナン

スを中心に業務委託していたところが協栄ビルメンテナンスということになります。

それから、このグループの中で東京体育機器といったところがございますけれども、こちらの方につきましても、やはり施設管理公社があそこの施設の中のトレーニングルームの運営を委託しておりました。その会社になります。ですから、基本的に協栄グループというのは、現在の室内プールを業務受託して運営していた会社を中心につくられたグループということが言えます。

井関委員 わかりました。

2つ目ですけれども、プールに関する指定管理者評価表というのがございますけれども、これに欠格条項というか、もう問題にならないというような評価の項目というのは特になく見えるんですけれども、それはそれでよろしいですか。一応みんな土俵に乗ったと。

スポーツ課長 指定管理者につきましては、例えば私どもの方で基本的に契約ができない事業者等の条件というのを初めから設定しております。それ自体が条件となっております、その条件を満たしているということで、3団体ともすべて審査の上で合格しているという形になっております。

井関委員 今回の評価表に関してですけれども、これは既にというか、これから公表される予定のあるものでしょうか。もし公表されるとしたら、方法というんですか、どんなふうに公表するのか、教えていただきたいんです。

スポーツ課長 まず、この評価項目につきましては、あらかじめ募集の中で、こういった評価項目に基づいて評価するといった内容を既に公表しております。ですから、評価項目と評価基準については、もう既に公表しているんですけれども、各グループごとの評価結果、このものにつきましては、現在公表する予定はありません。

井関委員 そうしますと、他市のを見ると、ここまでは書いていないかもしれませんが、点までは書いていないかもしれませんが、書いてあるのもないわけじゃないんですね。ですから、こういうグループから要求された場合に、少なくとも他のグループは別としても、自分のところというのは聞けるようなシステムになっているんでしょうか。

スポーツ課長 当然、情報公開条例に基づいてといたしますが、条例の基準に基づけば、それぞれのグループから要求があった場合についてはお答えできるものです。ですから、一般的に公表する予定はありませんが、個々のグループの方から要求があれば、情報

公開を待たず、情報提供していくという予定ではあります。

井関委員 もう1つ、最後ですが、スポーツ課から出されています「町田市体育施設の指定管理者選定について」という細かい説明の2ページ目なんですけど、プールの方は(1)の「個人利用が中心で、競技会等専用使用が少なくスポーツ団体間の利用調整がほとんど必要ない」ということですので、余り問題がないように思いますが、もう1つの方のいろんな体育館とか、そういうようなものに関しては競技会が非常に多いし、他市の指定管理者のもう始まっているようなところでは、有料で高い使用料のものばかりが優先されるんじゃないかと。有料というか、入場料を高く取って、高い使用料が取れるようなものが優先されないとか、声の大きな団体が強くないかというような心配を聞いているんですけども、そういうことがないようにしていただければと思います。

委員長 今のは要望なんですけれども、何かありますか。

スポーツ課長 まず施設の提供につきましては、いわゆる専用使用の貸し出しですけども、これらにつきましては、今までスポーツ課内部で内規として貸出基準というのは当然設けておりました。この基準に従って指定管理者の方も貸し出しを行っていただく、こういった条件になります。

それからもう1つ、事業等の関係ですけども、競技会、その他の事業等を行う場合につきましては、従来の私どもが委託事業、その他でやってきた事業を継承していただくということが1つの条件になります。さらに、その事業を推進するに当たっては、これも従来私どもがやってきた体育協会を初め一般のスポーツ団体との連携等を条件にしております。ですから、そういった意味で、ある特定の団体等に集約されていくといったことは起こらないようになっているはずですよ。

井関委員 どうもありがとうございました。

岡田委員 プールに関してなんですけれども、この協栄ビルメンテナンスグループはセントラルというちょっとなじみのある団体ではあるんですけども、こちらに委託するということは、今、競技会などが少ないとはいえ、一応年に1回、成人の水泳大会、市民大会みたいなものがあったりしています。委託してしまったことで、そういったものがなくなってって、また、こちらのセントラルの指導の方が来られて、独自のサービスとか、教室とかというようなものが行われるという方向になっていく可能性は強いんですか。

スポーツ課長 指定管理を行う上で、私どもの方で、いわゆる業務基準というのを定めます。要するに、私どもの方が管理運営するために必要な要求をするものなんですけど

れども、この基準の中で、事業につきましては、大きく分けて2つの事業を示しております。1つは、スポーツ振興事業、それからもう1つは、完全な指定管理者の自主事業という2つの事業を業務基準書の中に示しております。自主事業につきましては、基本的に指定管理者の方の独自の発想でやっていただいても構わないと。ただ、スポーツ振興事業の方につきましては、私どもの方の計画なり方針、施策に合わせてやっていただくといった事業の位置づけになっています。そのスポーツ振興事業につきましては、具体的には昨年まで私どもの方が実施してきた事業、これを継承発展させていただくといった条件にしております。

今後、指定管理者が決定された以降、細かい協定を結んでいきますけれども、その中で、スポーツ振興事業をどうやっていくかといったものの細かい協定を結んでいきます。その中で従来事業を継承発展させるという形で協定を結んでいく予定です。ですから、今までの事業そのものが極端な形で変化するということはありません。

委員長 今のに関連して、自主事業と振興事業と大きく2つあるけれども、例えば日程上の問題とか、会場のことで、いわゆる優先度というのはあるんですか。

スポーツ課長 室内プールの方につきましては、当然施設利用について優先順位がございます。個人利用が中心ですので、個人利用を妨げない範囲で事業を展開していただくということがまず1点です。今度、事業を展開する中では、振興事業が優先されます。それでもなおかつこま数、その他あいている時間帯を工夫して自主事業をやっていただく、こういった優先順位が当然でございます。

委員長 岡田委員、そういうことでいいですか。

岡田委員 はい。

委員長 名取委員はありますか。

名取委員 いえ、ないです。

委員長 部長の先ほどの補足の中で、最初は指定期間を短目に設定した3年ということで、それはこの期間に制度上の課題等があれば、それを是正するという趣旨のお話でしたけれども、予想される制度上の課題というのは、例えばどんなようなことがありますか。

生涯学習部長 事例としては顕著なものはありませんけれども、まず5年間を指定管理という形で協定を結んでしまいますと、今まで私どもが行っていたのは施設管理公社というところに委託しておりました。それは全くの委託事業でありまして、市の決められ

た事業と施設利用、個人利用をずっと促進していたという形ですけれども、今後はそういう形ではなくて、今、スポーツ課長が言いましたように、個人利用が優先、次に市の自主事業が優先、次に指定管理者の事業という形で行われます。私ども全く予測がつかない中では、長期間におきますと、それは何かあった場合のそごが心配ということから、まずは試験期間というような形で3年という形を定めているところであります。

これについては、そのほかの体育施設につきましても同じでございます。やはり施設管理公社が今まで受けていたといいながらも、今度は指定管理という自主的に運営をしなければならないような形の中では、長期間の設定というのは余り好ましくないであろうということから、3年というふうにさせていただいているところであります。

委員長 それから、たまたまきょうの新聞に不正予約の問題が報道されましたけれども、それと直接関係するわけじゃありませんけれども、これら指定管理者制度が導入された各施設の予約システムは、従来の予約システムから分離されるんですか、それとも依然として同じ市の情報システム課の範疇で行われるわけですか、どちらなんですか。

スポーツ課長 システムそのものは従来のシステムをそのまま使っていただきます。市民に混乱がないように、同じようなシステムを使っていただくと。システムの管理者はあくまでも教育委員会の中で対応すると。端末の処理とか登録業務、こういったものをやっていただくということで、システム管理そのものは教育委員会なり情報システム課の方がやっていくということになります。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第55号 町田市体育施設の指定管理者の指定について(案)は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第56号 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について(案)を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第56号は、町田市自然休暇村の指定管理者の指定について(案)でございます。

本件ですが、町田市自然休暇村に2006年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、平成18年4月1日施行の町田市自然休暇村条例附則第2項の規定に基づき、財団法人川上村振興公社に指定管理者として指定するものです。

なお、指定期間は3年間でございます。

詳細につきましては、部長あるいは課長の方からご説明させていただきます。

生涯学習部長 それでは、第56号議案につきまして、教育長の説明に補足をして説明をさせていただきます。

自然休暇村の管理につきましては、本館が建設されて以来、平成元年に地元川上村の協力を得まして、自然休暇村等の管理を目的として設立された財団法人川上村振興公社に管理業務を今まで委託してまいりました。財団法人川上村振興公社は、川上村の支援を背景に、町田市から遠隔で気候条件の厳しい自然休暇村の管理を16年にわたって円滑に推進してきましたこと、また、指定管理者導入に伴う事業計画において、これまでの経験を生かしたサービスの提供に加え、自主事業を計画するなどサービスの向上や利用促進が十分に期待できること。また、雇用関係の急激な変化を避けるための現行の管理体制の継承についても配慮しておりますことから、現在委託しております財団法人川上村振興公社を指定管理者として指定するものです。

指定期間につきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を指定するものでございます。初めての制度導入でございますので、短目の期間設定にし、この間に制度上の課題を見きわめ、早い見直しを可能とするものです。

詳細につきましては、大地沢青少年センター所長から説明をさせていただきます。

大地沢青少年センター所長 それでは、お手元の資料に沿いましてご説明させていただきます。

「町田市自然休暇村の指定管理者の選定について」でございます。1としまして、「施設の概要」、本館は1989年7月竣工ということで、平成元年でございます。キャビンにつきましては、少し古くて1977年、昭和52年の竣工でございます。(3)天体観測棟、こちらにつきましては、600ミリの天体望遠鏡を設置しております。これにつきましては、9月補正で修繕を行いまして、11月18日、修繕完了いたしました。

2「指定期間」ですが、先ほども申し上げたように、5年間を原則とするが、当初は試行期間として3年間とする。

3「指定管理者が行う業務」でございます。運營業務としまして3つほど挙げております。市民の宿泊等、それから学校の教育活動の利用に関し必要な事業を実施する。この教育活動としましては、移動教室等が挙げられます。

2番目のイですが、施設の利用の承認等でございます。これは、電話等による受け付け

業務等でございます。

ウとしまして、レストラン、物品販売等の利用者に対するサービス提供事業でございます。レストランにつきましては、食事のサービス、物品としましては、お土産のサービス等が入ります。

(2)としまして、「施設、設備及び物品の維持管理」でございます。

(3)「自主事業の企画・実施」、これにつきましては、本年度、シャクナゲハイキング、それから、紅葉狩りとそば打ち体験ツアー、星空観測会等を予定しておりますが、これにつきましても、指定管理を踏まえて、今年度は双方協力しながら実施しております。

(4)「利用料金の徴収、減額及び免除」、これも移動教室の減額等が入ります。

(5)「その他の業務」としまして、事業計画書及び収支予算書の作成、それから、事業報告書の作成、利用実績の資料作成等が挙げられます。

次に、4「指定管理者の管理運営の基本方針」、(1)につきましては、「公の施設としての役割を十分に認識し、誰もが利用しやすい施設づくりに努めること」、(2)としまして、「多様化する市民ニーズに応えられるよう創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービス向上を図ること」、(3)としましては、「効率的な管理・運営により、公の施設としての意義を損なわない範囲で経費の削減に努めること」ということでございます。

5としまして、「指定管理者の選定の在り方」としまして、3つほど挙げております。

上記の基本方針等に沿いまして、(1)「町田市と川上村の協力関係が維持されること」。

(2)としまして、「厳しい自然環境、立地条件の下での管理に対応できる団体であること」、(3)としまして、「従来の管理委託の水準の継続と指定管理者制度導入の意義が担保できること」ということです。

6番目としまして、上記を踏まえ、次の理由により、財団法人川上村振興公社を指定管理者として選定したいということで、理由でございます。6つほど挙げております。

1番目としまして、川上村振興公社は、1989年、平成元年でございますが、町田市自然休暇村の本館が建設される際、管理業務の委託先として川上村と町田市との協議により設立され、以来16年間にわたり自然休暇村全体の管理業務を受託してきたものであり実績があること。

2番目としましては、三鷹市の施設を初めとしまして同じような施設を手がけており、法人としての経営能力は高い。

3 番目としては、自主事業、先ほど申し上げました事業等企画されますので、利用促進が期待できること。

4 番目としまして、予約受け付け、利用承認、不承認業務は今まで大地沢青少年センターで行ってありましたけれども、これが移るわけです。それに際しても、経費節減のため人員増は行わないということであります。また、収支計画においても、おおむね妥当であるということです。

5 番目として、自然休暇村の敷地でございます。これはすべて借用しておりますが、所有者は川上村、それから永久地上権者として、秋山林野保護組合というところが地上権を持っております。この3者の関係が友好的に維持されることというのが条件でございます。理由ですね。

6 番目、個人情報保護についても、町田市条例を熟知して対応していること。

これらを理由として、財団法人川上村振興公社を指定管理者として選定したいということ。

よろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 先ほど、体育施設に関するところでご説明いただいたのと似ているんですけども、予約受け付け、利用の承認というところでは、今までと違うようになると、やっぱり市民の方は利用するときに戸惑いがあると思うんですけども、それについては、移行はするけれども、市民から見れば同じような予約の仕方でいくということでしょうか。

大地沢青少年センター所長 今までは大地沢で電話で受け付けていましたが、これからは振興公社の方で、自然休暇村の方で電話で受け付けということで、電話番号が変わることぐらいだと思います。内容的には変わりません。

井関委員 今、川上村の公社の方ということですが、そうすると、直接そちらの方で、大地沢に駐在の方がいらっしゃるというようなことではないわけですね。

大地沢青少年センター所長 職員はおりません。すべて今までどおり管理、ですから、受付業務がふえるということだと解釈しております。

委員長 実質的なね。

大地沢青少年センター所長 はい、そうですね。

委員長 とにかく、予約は、さっき確認があったように、従来は大地沢で、いわゆる市内局番でそのままよかったんだけど、今後は市外局番で長野県に電話をして予約するということですね。そのために市民から多少何かあるかもしれない。理解を得なければいけないけれどもね。0120じゃないんですよね。

生涯学習部長 違います。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第56号 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について（案）は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で第2回臨時教育委員会を終了いたします。

午後5時40分閉会